

こしあぶらの出荷制限指示について (南三陸町・大崎市 追加)

平成 24 年 5 月 9 日付けで原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し、南三陸町及び大崎市のこしあぶらについて出荷制限が指示されました。

なお、既に栗原市及び登米市のこしあぶらについては、平成 24 年 5 月 7 日付で国から同様に出荷制限の指示があり、その制限が継続しています。

1 宮城県における国の基準値超過の経過： こしあぶら

(単位：ベクレル/kg)

測定年月日	公表月日	市町村	測定値 (放射性セシウム合計値)	基準値 (放射性セシウム合計値)
H24 年 5 月 2 日	H24 年 5 月 3 日	栗原市	110	100
H24 年 5 月 2 日	H24 年 5 月 3 日	登米市	130・110	
H24 年 5 月 7 日	H24 年 5 月 8 日	南三陸町	180	
H24 年 5 月 7 日	H24 年 5 月 8 日	大崎市	150	

2 対応状況

○今回の指示に基づき南三陸町及び大崎市に対し、こしあぶらの出荷を行わないよう改めて要請した。

○市場等流通関係者に対し、南三陸町及び大崎市産のこしあぶらを扱わないよう要請した。

○引き続き、出荷前の検査を徹底し、基準値を超過した生産物が流通しないよう検査に取り組む。

3 県内におけるこしあぶらの検査結果について (精密検査)

【平成 24 年度】 下表のとおり

市町村	検体数	測定結果(放射性セシウム)	公表日・測定値(ベクレル/kg)
大和町	1	コシアブラ91	(24.5.3)
大崎市	1	コシアブラ	(24.5.8) 150
栗原市	1	コシアブラ	(24.5.2) 110
登米市	2	コシアブラ①	(24.5.3) 130
		コシアブラ②	(24.5.3) 110
南三陸町	1	コシアブラ	(24.5.8) 180
	6		

* 5 市町で 6 検体を精密検査した内、4 市町（5 検体）で基準値を超えている

【参考：こしあぶら 平成 23 年度の生産状況】

	生産量	
県全体	2,739kg	直売所、個人出荷
南三陸町	20kg (0.7%)	直売所
大崎市	900kg (33%)	直売所